

広島県告示第九百八十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤田雄山

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービス事業所	指定年月日	
<p>名称 社会福祉法人可部大文字会</p> <p>主たる事務所の所在地 広島市安佐北区大林町字根谷一六二番地の二</p> <p>名称 訪問介護事業所山まゆ</p> <p>所在地 広島市安佐北区大林町字根谷一六二番地の二</p> <p>平成一九年八月一日</p>	<p>名称 株式会社エンジェルハート</p> <p>主たる事務所の所在地 広島市南区仁保南一丁目八番一八号</p> <p>名称 にこやか訪問介護事業所</p> <p>所在地 広島市南区仁保南一丁目八番一八号</p> <p>平成一九年八月一日</p>	<p>名称 イベイション株式会社</p> <p>主たる事務所の所在地 広島市安佐南区緑井二丁目二九番二五号一七〇四号室</p> <p>名称 みどりの風サービスセンター</p> <p>所在地 広島市中区舟入本町一六番一四号進藤ビル一階</p> <p>平成一九年八月一日</p>	<p>名称 有限会社さくらケアサポート</p> <p>主たる事務所の所在地 広島市中区加古町一三番二二号</p> <p>名称 さくら・介護ステーション三原</p> <p>所在地 三原市城町二丁目二番五号Nビル三〇一号室</p> <p>平成一九年八月一日</p>